

公益財団法人北海道スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程

（総 則）

第1条 本規程は、公益財団法人北海道スポーツ協会（以下「本会」という。）普及・生涯スポーツ委員会規程第14条の規定に基づいて設置された北海道総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に関することを定める。

2 連絡協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。

（目 的）

第2条 連絡協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、公益性が高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

（構 成）

第3条 連絡協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、全国協議会への登録した道内の総合型クラブをもって構成する。

2 登録についての必要な事項は、普及・生涯スポーツ委員会の決定を得て別に定める。

（事 業）

第4条 連絡協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの登録審査に関すること
- (2) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (3) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (4) 本会加盟団体等との連携
- (5) その他、目的達成に必要な事業

（委員の構成）

第5条 連絡協議会の委員は17名以内とし、普及・生涯スポーツ委員会が指名する本会理事及び学識経験者並びに第3条に定める全国協議会に登録した総合型クラブからの代表者を普及・生涯スポーツ委員会に諮って委嘱する。

2 全国協議会に登録した総合型クラブからの代表者は、原則として各振興局ごとに選出された1名とする。

3 普及・生涯スポーツ委員会が指名する本会理事及び学識経験者は各1名とする。

4 委員のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。

5 委員のうち1名を全国協議会への代表委員とする。

(会長の委嘱及び職務)

第6条 会長は、連絡協議会でこれを推挙し、普及・生涯スポーツ委員長が委嘱する。

2 会長は、連絡協議会を代表し、業務を統括する。

(副会長の委嘱及び職務)

第7条 副会長は、連絡協議会でこれを推挙し、会長が委嘱する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行し又はその職務を行う。

(代表委員)

第8条 全国協議会の代表委員は連絡協議会でこれを推挙し、普及・生涯スポーツ委員長が全国協議会へ推薦する。

(任期)

第9条 委員の任期は、選任登録期間の1年以内に終了する事業年度までとし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期が終了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

(定年制)

第10条 会長及び副会長は、選任時において、本会役員選任内規第6条の規定に準ずる扱いとする。

(解任)

第11条 委員が次の各号の一つに該当するときは、普及・生涯スポーツ委員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(開催)

第12条 連絡協議会は、毎年1回以上開催する。

(招集)

第13条 連絡協議会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

(出席)

第14条 連絡協議会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

2. 委員が連絡協議会に出席できないときは、議決権を他の委員に委任することができる。なお、第5条の2の委員については、その所属する総合型クラブの役員に委任することができる。この場合該当構成員は連絡協議会に出席したものとみなす。

(決 議)

第 15 条 連絡協議会の決議は、その過半数を以って決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

2 連絡協議会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する委員の過半数の書面の同意を以って連絡協議会の決議に代えることができる。

(登録審査委員会)

第 16 条 連絡協議会に、全国協議会の登録にかかる審査を行う「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）を設置する。

2 登録審査委員会についての必要な事項は、委員会の決定を得て、別に定める。

(事務局)

第 17 条 連絡協議会の事務は、本会事務局において処理する。

(改 定)

第 18 条 本規程の改正は、連絡協議会の議を経て、普及生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条以下の規定は登録認定の有効期間始期となる令和4年11月1日からの施行とする。